

理事会の決議があったものとみなされる場合に該当することの証明書

1 提案の内容

公益財団法人岩手県文化振興事業団の重要な使用人の選任について

2 理事全員及び両監事から、平成 26 年 3 月 25 日までに、別添同意書をもって、提案の内容に同意する旨の意思表示がなされました。

3 よって、平成 26 年 3 月 25 日、上記提案を可決する旨決議があったものとみなされたことを、ここに証明します。

平成 26 年 3 月 25 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団

理事長 池 田 克 典 ㊟